

鍋横区民活動センター運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、鍋横区民活動センター運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 委員会は、事務所を中野区本町五丁目47番13号鍋横区民活動センター内に置く。

(目的)

第3条 委員会は、住民みずからの話し合いや行動を生かし、地域の力によって鍋横地区のより豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 委員会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中野区から委託される鍋横区民活動センターの事業
- (2) 地域における公共・公益的活動を推進する事業
- (3) その他、委員会の目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 委員会の運営は鍋横地域で活動する以下の団体から推薦された委員をもって構成する。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 鍋横地区町会連合会から推薦された者 | 14名 |
| (2) 保護司会から推薦された者 | 1名 |
| (3) 青少年育成鍋横地区委員会から推薦された者 | 1名 |
| (4) ボランティア団体から推薦された者 | 2名 |
| (5) 鍋横地区商店会から推薦された者 | 1名 |
| (6) 消防団から推薦された者 | 1名 |
| (7) 区立小中学校PTAから推薦された者 | 2名 |
| (8) 鍋横地区民生児童委員協議会から推薦された者 | 1名 |
| (9) 赤十字奉仕団鍋横分団から推薦された者 | 1名 |
| (10) 女性団体から推薦された者 | 1名 |
| (11) 鍋横地区友愛クラブから推薦された者 | 1名 |

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名

(4) 理事 若干名

- 2 役員は、総会において委員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は委員の任期とする。ただし、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次に定めるところによる。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- (4) 理事は、委員会の運営に必要な各職務を担当する。

(監事)

第9条 委員会に、監事（2名）を置く。

(監事の仕事)

第10条 監事は、委員会の経理を監査し、これを総会に報告する。

(部会)

第11条 運営委員会に次の部会を置く。

- (1) 広報部会
 - (2) 事業部会
 - (3) その他会長が必要と認めた部会
- 2 委員は、いずれかの部会に所属する。
 - 3 部会に部会長1名を置く。
 - 4 部会長は、各部会の委員の互選により選出する。
 - 5 部会長が必要と認めた場合は、部会の実施事業をサポートするため、委員以外に協力者を募ることができる。

(会議)

第12条 委員会の会議は、総会、役員会、部会及び全体会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 運営基準及び事務局就業規則
 - (4) その他必要な事項
- 3 総会は、定数の過半数の出席者で成立し、議事は議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 役員会は役員をもって構成し、必要事項を審議する。
- 5 部会は、委員をもって構成し、それぞれのテーマについて検討審議する。
- 6 全体会は、委員をもって構成し、必要な事項等について周知及び意見交換を行うために開催する。

(会議の招集)

第13条 定期総会は毎年1回定期的に会長が招集する。

2 臨時総会は、委員の2分の1以上から要求があったとき、会長が必要と認めたとき、又は第10条の規定により監事から開催の請求があったときに、召集する。

3 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

4 部会は、必要に応じ部会長が召集する。

5 全体会は、必要に応じ会長が召集する。

(会計)

第14条 委員会の経費は、区からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 委員会の事務を処理するために事務局を置く。

(改廃)

第16条 この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は役員会で決定する。

附 則

この規約は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月17日から施行する。